平成３０年（フ）第５２号
山口県下関市王司川端１丁目２番34―102号　サニーカーサＢ
債務者　平尾　晃之
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第６５号
山口県下関市宝町５番１号　サンクス宝町301号、前住所山口県下関市武久町１丁目20番15号　シャンドフルールＶ　102号
債務者　荒瀬　淳子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第９１号
徳島県小松島市日開野町字行地34番地の９（サンライズマンションＢ202）、旧住所徳島県小松島市横須町11番130号（ファインウェーブⅡ212号室）
債務者　山口　幸代（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０９号
徳島県徳島市西二軒屋町１丁目17番地、住民票上の住所徳島県徳島市八万町大坪68番地の２
債務者　長田　和幸
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８９号
愛媛県松山市山越３丁目７番８号
債務者　松本　秀人
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２７号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井175番地
債務者　國田　昌徳
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３５号
愛媛県松山市和泉北３丁目21番24号　グリチネ・ドゥエ101号
債務者　池本　京子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１４３号
愛媛県松山市朝日ヶ丘２丁目９番６号　第三グリーンハイツ202号
債務者　濵口　幸男
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４６号
愛媛県新居浜市喜光地町２丁目６番186号
債務者　石川　直樹
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第７号
福岡県八女市平67番地２、前住所福岡県八女市蒲原1346番地２　ラフレ105号
債務者　井澤　大輝
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　福岡地方裁判所八女支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
福岡県八女市蒲原50番地２　市営蒲原住宅南棟318号、前住所福岡県八女市本村425番地17　コーポかわなみ７号
債務者　舩越　文音
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　福岡地方裁判所八女支部破産係

平成３０年（フ）第２８号
福岡県田川郡川崎町大字川崎565番地　飛渡団地２－１号
債務者　丸山　良子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　福岡地方裁判所田川支部

平成３０年（フ）第１７７号
鹿児島県鹿児島市本城町631番地３
債務者　松永　洋子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１８８号
鹿児島県熊毛郡屋久島町原916番地21
債務者　板川　満子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１９２号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目32番65―43号
債務者　岩下とよ子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１９号
鹿児島県大島郡徳之島町亀徳1988番地１
債務者　松山　博紀
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成３０年（フ）第２７号
鹿児島県姶良市永池町17番地２
債務者　愛下真一郎
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係